

- ◎ 離婚登記の三つの方法：(1) 台湾戸政事務所へ本人が登記しに行く。(2) 代理委任状で代理人に登記してもらう。(3) 各代表処から戸政事務所に転送してもらう。(1)、(2)の場合、必要書類は直接戸政事務所に確認すること。認証してから **30 日以内**に戸政事務所にて手続きをする必要がある。(3)の場合は申請から登記まで**約1ヶ月**。必要書類は下記の通り；

日本籍配偶者との離婚手続きについて（本処から転送する場合）

* **協議離婚以外**の場合は本処から転送出来ません。

需要填寫資料 (申請書等)	1. 文書証明申請書 2. 駐横濱分處登記申請書 3. 離婚登記申請書	1. 文書証明申請書 2. 駐横濱分處登記申請書 3. 離婚登記申請書
需要驗證文件 (認証が必要な書類) 横浜の管轄 神奈川県、 静岡県 発行の 戸籍謄本	4. 離婚記載之日本戸籍謄(抄)本正本1份+影本2份及中文譯本1份 (請自行翻譯) *核發日期 3個月 以内。 *若為本處轄區(神奈川県及静岡県)外發行之文件,請先至所屬轄區館處驗證。	4. 離婚記載の日本の戸籍謄(抄)本原本1通+コピー2通と中文翻譯文1通 (翻譯したものをお持ち下さい。) *発行から 3ヶ月 以内のもの。 *本処管轄(神奈川県及び静岡県)外発行の文書は、事前に管轄内の代表処で認証して下さい。
其他 (その他)	5. 結婚記載之台湾戸籍謄本正本1份+正反面影本1份 (核發日期 3個月 以内。 <u>記事欄要有記載,不可省略。</u>) *在台湾出生者務必提出,如在日本出生,在台有設籍者亦請提出。因由本處轉報離婚登記時,無戸籍謄本既無法確認在台戸籍地之戸政事務所所在地。 6. 全姓名印章 7. 已親簽之中華民國護照 (請出示正本+A4大小影本3份) 8. 日本在留卡 (請出示正本+A4大小影本3份、正反面印在同一面上。) *無在留卡者免附 9. 同護照相片尺寸照片1張 *請在背面註明姓名。	5. 結婚記載の台湾の戸籍謄本原本1通+両面コピー1通 (発行から 3ヶ月 以内で <u>記事欄の記載があるもの。</u>) *台湾に戸籍のある方は必ず必要です。日本生まれの方も、戸籍がある方は必ずご提出下さい。戸籍謄本がないと離婚登記の送付先戸政事務所が確定できません。 6. フルネームの印鑑 7. 中華民國のパスポート (原本提示+A4サイズコピー3通) 8. 在留カード (原本提示+A4サイズコピー3通、表裏が同一面になるようにコピーして下さい。) *お持ちの方のみ 9. パスポートサイズ写真1枚 *写真裏面に名前を明記して下さい

以上は参考資料であり、関連法規の改定により予告なしに変更されます。